トゲアリ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているミズマツバ、ヒュウガトウキ、イズハハコ及びキンランその他この分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響は小さいとされている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は確認されていないが、宮崎県教育委員会から試掘調査の依頼を受けた箇所が４箇所ある。このうち２箇所については既に発掘調査が完了しており、適切な措置が講じられている。起業者は、今後、残る２箇所についても宮崎県教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、線形等の良好な道路を整備し、安全かつ円滑な自動車交通を確保することを主な目的として、一般国道のバイパスを、本件地域の近傍で計画されている高速自動車国道九州横断自動車道延岡線との二重投資を避けるために、道路構造令による第１種第３級の規格に基づく２車線の自動車専用道路及びこの自動車専用道路と広域農道とを接続するインターチェンジの延岡方面のランプを建設するものであり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件国事業区間におけるルートについては、北側ルート案（以下「申請案」という。）、中央ルート案及び南側ルート案の３案による検討が行われている。申請案と他の２案とを比較すると、申請案は、取得必要面積及び移転対象物件数は中位であるものの、Ｂ案と比べて砂防指定地を回避することが可能であること、Ｃ案と比べて山間部における橋梁施工等の必要がないため、施工期間が最も短く施工性に優れること、事業費が最も低く抑えられることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

本件インターチェンジ事業により設置されるランプの位置については、インターチェンジの機能等を考慮したうえで、集落等を回避し、移転対象物件数が少なく周辺への影響が小さいなど、合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う農業用水路の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は、線形不良区間が存在し、自然災害による通行止めが行われるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、高千穂町長を会長とする国道218号（五ヶ瀬～延岡間）整備促進期成同盟会等から本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　宮崎県西臼杵郡日之影町役場及び同郡高千穂町役場

○国土交通省告示第二百三十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

平成二十九年三月二十七日

国土交通大臣　石井　啓一

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類　一般国道３号改築工事（植木バイパス・熊本県熊本市北区下硯川町字六反畑地内から同市北区四方寄町字南原地内まで）

第３　起業地

１　収用の部分　熊本県熊本市北区下硯川町字六反畑及び字山道並びに四方寄町字井川道、字井川尻、字山ノ上、字西六反割、字水落及び字南原地内

２　使用の部分　熊本県熊本市北区下硯川町字六反畑及び字山道並びに四方寄町字井川道、字井川尻、字山ノ上及び字南原地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、熊本県熊本市北区植木町鐙田字野入地内から同区四方寄町字南原地内までの延長3.3kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道３号改築工事（植木バイパス）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していること、一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第１項の指定区間に該当することなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一般国道３号（以下「本路線」という。）は、北九州市を起点とし、福岡市、久留米市、熊本市等を経由して鹿児島市に至る延長約425kmの主要幹線道路である。

熊本県内における本路線は、県北地域と県南地域を結ぶ主要幹線道路であり、沿線地域住民の日常生活はもとより、県北地域と県南地域間の通過交通を支える重要な役割を担っている。